

重要な
お知らせ

インターネット端末利用 事業者の方へ

インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の改正
に伴う本人確認書類の一部変更について

令和6年11月26日



本人確認書類が一部変更されます

- ▶ インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則が、マイナンバーカードと健康保険証の一体化等の理由により、令和6年11月26日に改正されました。
- ▶ この改正により、

1 令和6年12月2日から本人確認書類として**資格確認書が使用できます**。

なお、次に掲げる書類は、

経過措置期間中（令和6年12月2日から1年間。経過措置期間中に有効期間が到来する場合等はその日まで）

は、本人確認書類として**使用できます**。

- 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証
- 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証
- 私学教職員共済制度の加入者証

※介護保険の被保険者証及び健康保険日雇特例被保険者証は引き続き使用できます。

2 **特別児童扶養手当証書**は、本人確認書類として**使用できません**。

※氏名、住居、生年月日の記載がある「特別児童扶養手当受給証明書」は使用できます。



本人確認書類が一部変更されます

- ▶ 令和6年12月2日から本人確認書類としての学生証の要件が同じになります。

規則改正前

公立学校の学生証 → 顧客の写真がなくても本人確認書類

公立学校以外の学生証 → 顧客の写真があるものは本人確認書類

規則改正後

公立学校・公立学校以外の学生証



顧客の写真の有無を問わず本人確認書類

引き続き、条例に基づく本人確認にご協力よろしく申し上げます。

